

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成16年12月9日(2004.12.9)

【公開番号】特開2002-114638(P2002-114638A)

【公開日】平成14年4月16日(2002.4.16)

【出願番号】特願2000-302983(P2000-302983)

【国際特許分類第7版】

A 6 1 K 7/021

A 6 1 K 7/032

【F I】

A 6 1 K 7/021

A 6 1 K 7/032

【手続補正書】

【提出日】平成15年12月22日(2003.12.22)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】請求項4

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項4】

補色の関係にある2種のメークアップ化粧料が、ピンクのメークアップ化粧料とブルーのメークアップ化粧料の組み合わせである、請求項1～3何れか1項に記載のメークアップ化粧料セット。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】請求項5

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項5】

ピンクのメークアップ化粧料の色が、マンセル色座標に於いて、4.4～4.9 R P 5.8～6.4 / 3.6～4.2で表される色であり、ブルーのメークアップ化粧料の色が、マンセル色座標に於いて、4.6～6.6 1 B 6.3～6.8 / 0.9 0～1.1 0で表される色であることを特徴とする、請求項4に記載のメークアップ化粧料セット。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

【課題を解決するための手段】

この様な状況に鑑みて、本発明者らは明度印象を変えずに色の濃淡を変える技術を求めて鋭意研究努力を重ねた結果、パール感を有する化粧料2種以上からなるメークアップ化粧料セットであって、前記メークアップ化粧料セットを構成する化粧料の内、少なくとも2種が、補色の関係にあることを特徴とする、メークアップ化粧料セットを組むことによりこの様な技術が可能であることを見出し、発明を完成させるに至った。即ち、本発明は、以下に関する技術に関するものである。

(1) パール感を有する化粧料2種以上からなるメークアップ化粧料セットであって、前記メークアップ化粧料セットを構成する化粧料の内、少なくとも2種が、補色の関係にあ

ることを特徴とする、メークアップ化粧料セット。

(2) 補色の関係にある少なくとも2種のメークアップ化粧料が、何れも含有する粉体全量に対して、パール剤を30~60重量%含有することを特徴とする、(1)に記載のメークアップ化粧料セット。

(3) 補色の関係にある少なくとも2種のメークアップ化粧料の内、少なくとも1種が虹彩箔を25重量%含有することを特徴とする、(1)又は(2)に記載のメークアップ化粧料セット。

(4) 補色の関係にある2種のメークアップ化粧料が、ピンクのメークアップ化粧料とブルーのメークアップ化粧料の組み合わせである、(1)~(3)何れか1項に記載のメークアップ化粧料セット。

(5) ピンクのメークアップ化粧料の色が、マンセル色座標に於いて、4.4~4.9R P 5.8~6.4/3.6~4.2で表される色であり、ブルーのメークアップ化粧料の色が、マンセル色座標に於いて、4.6~6.6 1B 6.3~6.8/0.90~1.10で表される色であることを特徴とする、(4)に記載のメークアップ化粧料セット。

(6) アイカラーであることを特徴とする、(1)~(5)何れか1項に記載のメークアップ化粧料セット。

(7) マンセル色座標に於いて、4.6~6.6 1B 6.3~6.8/0.90~1.10で表される色であることを特徴とする、メークアップ化粧料。

(8) パール剤を30~60重量%含有することを特徴とする、(7)に記載のメークアップ化粧料。

(9) アイカラーであることを特徴とする、(7)又は(8)に記載のメークアップ化粧料。

(10) ピンクのアイカラーの加法希釈用であることを特徴とする、(7)~(9)何れか1項に記載のメークアップ化粧料。

以下、本発明について、実施の形態を中心に更に詳細に説明を加える。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

本発明のメークアップ化粧料セットは上記の補色関係にある少なくとも2種のパール感を有する化粧料以外に、それ以外のメークアップ化粧料を構成要素とすることができます。この様な任意の化粧料としては、他の補色関係にある2種の化粧料、従来の化粧料であって、使用部位が同じもの、前記必須構成要素の化粧料の仕上がりのニューアンスに変化を与えるようなものなどが例示できる。勿論、上記の必須の構成要素のみを構成要素とすることも可能である。これら、本発明のメークアップ化粧料セットを構成する化粧料は、同一容器中に収納され、極めて近傍に配置されることが好ましく、例えば、同一中皿に充填しておくことが特に好ましい。これは、調色混和が行いやすい為である。